

平成25年(ネ)第5957号 低周波音被害国家賠償等請求控訴事件 直送済

控訴人 ●●●● 外3名

被控訴人 国

第1準備書面

平成25年12月27日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 井 坂 和 広



第1 原審判決の判断手法に対する根本的批判 (補充主張)

原審判決は、「環境省において…低周波音によって健康被害が生じる可能性が認められるとの科学的知見は得ていた」ことを求めつつ、「ある者に健康被害が生じた場合に、それが低周波音を原因とするかどうかという点についてまでを解明するに至る科学的知見を得ることができなかった」との事実を前提として、「これらの措置(環境省による参照値公表等の措置)が上記の科学的知見に明らかに沿わないものということもできない」として原告らの訴えを棄却した(14頁)。もし、原審判示のとおり、「現状が科学的解明不十分」イコール「立証不能」なら、低周波音被害者による訴訟の全てが敗訴確定である。言い換えれば、加害音源が発する低周波音や被害の状況如何に係わらず、全ての事案について救済の途を閉ざす判例になりかねず、原告らはかような判決の確定を阻止すべく、本書面を補充する次第である。

確かに、我が国において低周波音問題についての科学的解明はその途上であり未成熟であることは事実である。しかし、本国賠訴訟の第一審も「低周波音によって生理的影響が生じる危険性」自体は認めている。ここから先の科学的解明は、その分野の専門家や環境省の役割である。ところが、この原審は司法の役割に属するこの先の判断を放棄して「棄却」の結論に流してしまった。これは裁判所の司法裁量という隠れ蓑のもとで、「科学的知見」という正体不明の「権威」に判断を丸投げしたに等しい。

福岡高裁那覇支部平成22年7月29日判決は、上記判示に従えば、低周波音に関する請求は「科学的未解明」が理由で棄却されたはずであるが、騒音と区別して当該低周波音が被害者らの健康被害の原因であることを認めた（甲15）。福岡高裁那覇支部は、「科学的知見」に「逃げる」ことなく、果敢に司法判断を行った（科学的知見が不十分であるにもかかわらず）。福岡高裁那覇支部は、WHOの見解（「低周波音の存在が騒音被害を一層深刻化させる」）を「科学的知見」として採用した上で、これを「経験則」として司法判断のレベルに昇格させて原告らの請求を認容したのである。

また、訴状で挙げた「阿賀野川・新潟水俣病事件1次訴訟判決」は、「自然科学的な解明」を敢えて回避し、司法独自の判断を行ったからこそ、「司法の威信を回復した名判決」とされたのである。

原告ら代理人は、本国賠訴訟に立ちほだかるハードルが想像を絶して高いことを認識している。しかし、エコキュート問題や風車問題に代表される被害実体に「科学的知見」の進化が大きく立ち後れている我が国において、司法判断自体を放棄する原審判決は、やっと希望の光が見えてきた低周波音被害者救済の途を閉ざしかねない。

前記福岡地裁那覇支部判決が経験則認定の基礎とした「科学的知見」は厳然と存在している。この経験則を基礎として、欧州諸国の基準値と参照値との比較の観点から司法判断を行えば、高いハードルを越えることは決して不可能で

はないと原告ら代理人は確信している。

控訴審においては、原審の如く険しい道から「逃げる」ことなく、真正面から本訴を受け止め、この困難な分野への司法判断に敢えて踏み込まれんことを祈念して止まない。

以 上